

○横手市総合評価落札方式試行要綱

平成20年7月7日

告示第91号

改正 平成28年8月22日告示第140号

(趣旨)

第1条 この告示は、横手市が発注する建設工事に係る総合評価落札方式の試行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において「総合評価落札方式」とは、入札者から性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する提案（以下「技術提案」という。）を募集し、入札者に工事価格及び性能等をもって申し込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は条件付き一般競争入札に付す工事で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 入札者の提示する性能等によって、工事価格に工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められるもの

(2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性等の性能又は機能に相当程度の差異が生ずると認められるもの

(3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められるもの

(4) 技術的な工夫の余地が小さい工事であって、技術的能力に優れた者が確実な施工を行うことにより、工事目的物の性能の確保、総合的なコストの縮減等が図られることが期待されるもの

2 対象工事の選定は、横手市契約規則（平成17年横手市規則第58号）第5条の横手市契約審査会（以下「審査会」という。）が行うものとする。この場合において、市長は、あらかじめ対象工事の選定に関して二人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 審査会で審議される内容は、横手市契約審査会設置要綱（平成17年横手市訓令第46号）第2条第2号の2号審査とする。

(技術的要件及び評価基準の決定)

第4条 審査会は、技術提案を求める性能等の要件（以下「技術的要件」という。）及び評価基準を決定するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ技術的要件及び評価基準に

関して学識経験者の意見を聴かなければならない。

(技術提案の募集)

第5条 市長は、技術提案の募集に当たっては、入札公告において次の事項を明示するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価落札方式の対象工事であること。
- (2) 標準案(発注者が図面及び仕様書等に参考として示した施工方法をいう。以下同じ。)と異なる技術提案を募集すること。
- (3) 技術提案を提出しない場合にあっても、標準案に基づく入札が可能であること。
- (4) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(技術提案書等の提出)

第6条 入札参加希望者は、技術提案に基づいて施工しようとする場合は、入札参加資格申請書(以下「資格申請書」という。)と、その内容を明示した技術提案書を提出するものとする。

2 入札参加希望者は、標準案に基づいて施工しようとする場合は、資格申請書に標準案による施工計画(以下「標準提案」という。)の内容を明示した標準提案書を添えて提出するものとする。

3 前2項の規定により提出された技術提案書及び標準提案書(以下「提案書等」という。)については、次により取り扱うものとする。

- (1) 提案書等の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 提案書等の返却及び公表は、行わないものとする。
- (3) 提案書等の提出後における提案内容の変更は、認めないものとする。ただし、契約後VE方式等に基づく提案により性能が確保される場合は、この限りではない。

4 提案書等の様式は、技術的要件の内容等に応じて、発注概要書において定めるものとする。

(提案の審査等)

第7条 審査会は、提案書等の審査及び採否の決定を行うものとする。この場合において、第4条に規定する意見聴取において学識経験者から指定があった場合には、市長は、あらかじめ提案書等の評価に関して学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 前項の審査に当たっては、次の事項を評価するものとし、必要に応じて、入札参加希望者から提案内容に係るヒアリングを行うものとする。

- (1) 技術提案 性能等の確保、施工の確実性、安全性及び標準案と比較した経済性等
- (2) 標準提案 施工の確実性、安全性等

(入札参加希望者に対する採否の通知等)

第8条 市長は、技術提案等の採否について、入札参加者に通知するものとし、技術提案が適正と認められなかったものに対しては、採用しない理由も付記するものとする。

(総合評価の方法)

第9条 性能等の評価方法については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 評価の対象とする技術的要件については、当該工書の目的及び内容に応じ、必要な評価項目を設定し、項目ごとに評価に応じた得点を与える。

(2) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

2 価格及び性能等に係る総合評価は、入札価格に基づいて算定した評価点と入札参加者の工事成績や技術提案等から算定した評価点を総合した評価点（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

(低入札価格調査)

第10条 入札者の入札額が横手市低入札価格調査制度実施要綱（平成17年横手市告示第17号）に定める低入札価格に該当する場合は、同要綱の規定による低入札価格調査を行う。この場合において、同要綱第10条の規定は、適用しない。

(落札者の決定方法)

第11条 落札者は、入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、次のいずれにも該当する者のうち、審査会の審査を経て、総合評価点の最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札に係る性能等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。

(3) 入札価格が第10条に定める低入札価格に該当する場合は、低入札価格調査委員会の審議の結果、当該契約の内容に適合した履行が可と判断されたこと。

2 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、別に定めるくじの方法により落札者を決定する。

(提案内容の保護等)

第12条 技術提案及び請負業者の責任については、次のとおり取り扱うものとし、その旨を入札説明書、特記仕様書等において明記するものとする。

(1) 技術提案について、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものであること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(2) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する請負業者の責任が軽減されるものではないこと。

(提案内容の履行の確保)

第13条 落札者の提示した性能等については、すべて契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。

2 落札者の施工により前項の性能等が実現されなかった場合は、当該性能等の性質に応じ、再度の施工が可能であると認められるものについては再度の施工の義務及びその内容を、再度の

施工が困難又は合理的でないと認められるものについては契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を、入札説明書等及び契約書において明らかにするものとする。

(苦情の申立て)

第14条 入札に参加した者で落札者とならなかったものは、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日(横手市の休日を定める条例(平成17年横手市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により市長に対して落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により回答するものとする。ただし、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を14日以内に延長することができる。

3 前項の回答を受理した者で回答による説明になお不服があるものは、当該回答を受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により市長に対して再苦情申立てを行うことができる。

4 市長は、前項の再苦情申立てがなされたときは、審査会の審議を経て、書面により回答するものとする。

5 本条による苦情及び再苦情に係る処理手続については、本条に定めにあるもの以外について、横手市建設工事等苦情処理手続要領(平成17年横手市訓令第49号)に規定する手続きによるものとする。

(準用)

第15条 この告示に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施の詳細については、当分の間、秋田県総合評価落札方式運用ガイドライン(平成17年秋田県策定)に定める事項を準用するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年7月7日から施行する。

附 則(平成28年8月22日告示第140号)

この告示は、平成28年10月1日から施行する。